

大分市では 新型コロナウイルスの感染拡大予防のための 飛沫感染防止等に係る施設改修費を補助します

《大分市感染予防対策施設改修支援事業費補助金》

全国的に新型コロナウイルスの感染が広がる中、大分市内の事業所で市民生活の維持に必要な事業を行っている店舗や事務所などの中小規模事業者に対して、飛沫感染防止や身体的距離の確保など、感染防止対策に係る施設改修費の一部を補助します。



※補助金の対象となるかどうか事前相談が必要です。
必ず裏面のお問い合わせ先にご相談ください。
なお、補助申請は当該年度につき1回となりますのでご注意ください。
(昨年度、申請された方も対象となります)

■補助対象者

大分市内に事業所を有する中小規模事業者(※裏面参照)

■補助対象経費

令和3年4月1日以降に行った感染拡大防止に係る施設改修の実費

- (1)飛沫飛散防止のための施設改修（飛沫飛散防止スクリーンの設置等）
- (2)換気のための施設改修（CO2センサーの設置、開口部の改修等）
- (3)身体的距離確保のための施設改修（間取り変更のための壁の改修等）
- (4)その他、感染予防対策のための施設改修（室内の吹付コーティング等）

※補助対象となるかどうか、必ず事前のご相談をお願いします。

■補助率 ※裏面参照

補助対象経費の 5分の4

(上限) 1事業所につき10万円かつ1事業者につき30万円

※2店舗の場合は上限20万円、3店舗以上の場合は上限30万円

※大分市内の事業所に施設改修等を行う場合に限りです

■必要書類

※裏面参照

なお、申請書類等は大分市HPにてダウンロード可能です

■申請方法

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため

原則、**郵送にて**必要書類一式をご提出ください。 ※窓口でも申請可能です。

(送付先)〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所 開発建築指導課宛

■申請受付開始日

令和3年4月22日（木）

裏面もご確認ください

■ 中小規模事業者とは...

中小企業基本法に規定された中小企業者、及び小規模企業者のこと

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※常時使用する従業員の考え方

事業者と雇用契約を交わしている方です。

ただし、以下の方は「常時使用する従業員」に含めない

①会社役員(ただし、従業員との兼務役員を除く)

②個人事業主本人(専従者(家族従業員)を除く)

③パート労働者で以下に該当する者

○日々雇い入れられる者

○2カ月以内の期間を定めて雇用される者

○季節的業務に4カ月以内の期間を定めて雇用される者

○「1日又は1週間の労働時間」及び「1カ月の所定労働日数」が、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員の3/4以下である者

(中小企業庁HPより)

■ 必要書類一覧

補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

法人登記事項証明書の写真、またはこれに類する書類

法人の場合: 法人登記事項証明書

個人事業主の場合: 営業許可書・開業届・確定申告書の写し等

※以下の内容が確認できる書類を添付すること

・大分市内の事業所であること(複数の事業所がある場合はその数が確認でき、かつ申請者との関係性が確認できること)

・中小規模事業者であること(業種や資本金、従業員数等が確認できること)

誓約書

収支決算書

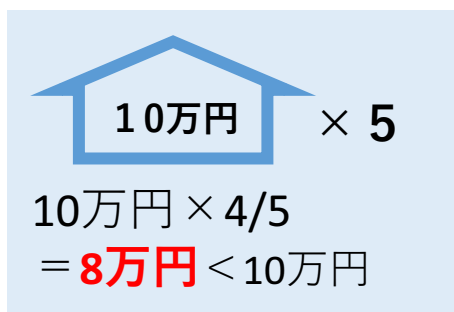
領収書の写し、その他事業に要した費用を確認することができる書類

補助対象事業の実施を確認することができる写真

その他市長が必要と認める書類

■ 補助率の計算方法の例

(例1) 改修費10万円×5店舗の場合

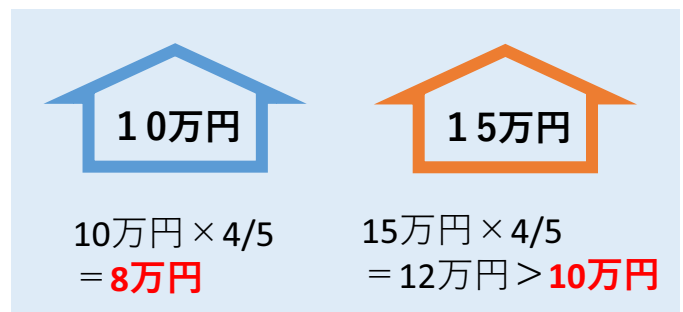


→ 8 × 5

30万円 < 40万円

※上限額

(例2) 改修費10万円1店舗、
改修費15万円1店舗の場合



→ 8 + 10

20万円 > **18万円**

※上限額

【お問い合わせ】

大分市役所 開発建築指導課 建築事業推進担当班

TEL: 097-537-5635 FAX: 097-534-6201

メール: kensido@city.oita.oita.jp